公的年金受給者用

令和４年度川崎市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の申請に必要なもの

案内		必要書類	備考
□	①	**子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（様式第３号）** 公的年金給付等受給者用 **※全員必須です。**	記入例を参考に記載してください。
□	②	**申請者・請求者本人確認書類の写し（コピー）** **※全員必須です。**	申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し
□	③	**受取口座を確認できる書類の写し（コピー）** **①の申請書に記載した口座** **※全員必須です。**	通帳の写しなど、金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し。 ※通帳がない場合を除き原則は通帳の写しを添付してください。
□	④	**支給要件を確認できる書類** **※児童扶養手当又はひとり親医療証の認定を受けている場合は不要**	詳細については、 **裏面を御確認**ください。
□	⑤	**簡易な収入額の申立書（申請者本人用）（様式第４号）** 公的年金給付等受給者用 **※全員必須です。**	記入例を参考に、御記入ください。 令和２年の収入については、年金額の記載のみで大丈夫です。
□	⑥	**申請する方の年金額が確認できる書類（コピー）** **年金振込通知書や年金証書等の年金額がわかるもののコピー** **※全員必須です。**	**令和２年中のものが無い場合は、直近のものでも大丈夫です。**
□	⑦	**簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）（様式第４号）** 公的年金給付等受給者用 **※申請時点で申請者の生活を支えている方（申請者の父母・祖父母・曽祖父母・子・孫・兄弟姉妹・配偶者）と同居している場合** **※御家族の状況により不用となる場合がありますので、裏面の問合せ先まで御連絡ください。**	原則⑤で記載した月と同じ月の１ヶ月の収入状況を記載してください。 申請者の生活を支えている方と、申請者の方が住民票上は別となっていても、同じ家に住んでいる場合は原則対象となります。 不明な場合は裏面のお問合せ先に御連絡ください。
□	⑧	**収入額が確認できる書類（扶養義務者等用）** **（⑦に該当する場合のみ。⑦に記載した内容が確認できるもの）** **申請者の生活を支えている方の給与明細のコピー等**	⑦で記載した、任意の１ヶ月の収入状況がわかるもの。（給与明細・年金振込通知書等）。
□	⑨	**その他（　　）**	

④の支給要件を確認できる書類について

必　要　書　類	備　考
申請者・請求者の方が離婚を原因として申請する場合	
□申請者・請求者の方の戸籍謄本 **□対象児童全員分の戸籍謄本**	＊交付から１ヶ月以内のもの ＊申請者・請求者又は対象児童の戸籍のいずれかに離婚日の記載がされているものが必要です ＊対象児童の戸籍が申請者・請求者の戸籍に含まれている場合は、申請者・請求者の戸籍のみで大丈夫です。
申請者・請求者の方が未婚の母子で申請する場合	
□申請者・請求者の方の戸籍謄本 **□対象児童全員分の戸籍謄本**	＊交付から１ヶ月以内のもの ＊対象児童の戸籍が申請者・請求者の戸籍に含まれている場合は、申請者・請求者の戸籍のみで大丈夫です。
申請者・請求者の方が死別により申請する場合	
□申請者・請求者の方の戸籍謄本 **□対象児童全員分の戸籍謄本**	＊交付から１ヶ月以内のもの ＊対象児童の戸籍が申請者・請求者の戸籍に含まれている場合は、申請者・請求者の戸籍のみで大丈夫です。 ＊申請者・請求者又は対象児童の戸籍のいずれかに配偶者の死亡の記載がされているものが必要です。
配偶者の障害を理由に申請する場合	
□配偶者が障害基礎年金（１級）を受給していることがわかるもの	＊不明な点については下記問い合わせ先に御連絡ください。
申請者・請求者の方が**１年以上**遺棄されていることにより申請する場合 配偶者が生死不明なことにより申請する場合	
状況により必要な書類が異なりますのでお問合せ下さい。	＊不明な点については下記問い合わせ先に御連絡ください。
配偶者が**１年以上**拘禁されていることにより申請する場合	
□申請者・請求者の方の戸籍謄本 **□対象児童全員分の戸籍謄本** **□拘禁されていることがわかる書類（拘禁証明書等）**	＊戸籍は交付から１ヶ月以内のもの ＊対象児童の戸籍が申請者・請求者の戸籍に含まれている場合は、申請者・請求者の戸籍のみで大丈夫です。 ＊拘禁されていることがわかる書類は、拘禁が始まった日から現在までのものが必要です。
申請者・請求者の方が DV による保護命令を受けていることにより申請する場合	
□申請者・請求者の方の戸籍謄本 **□対象児童全員分の戸籍謄本** **□保護命令決定書の謄本** **□確定証明申請書**	＊戸籍は交付から１ヶ月以内のもの ＊対象児童の戸籍が申請者・請求者の戸籍に含まれている場合は、申請者・請求者の戸籍のみで大丈夫です。

お問合せ先
　川崎市子育て給付金コールセンター　　電　話：044-233-7851
　　メール：45kodoka@city.kawasaki.jp

書類の送付先
〒２１０－８５７７
　川崎市役所こども未来局こども家庭課　　子育て給付金　担当